

佐賀県東部工業用水道規程第5号

佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月9日

佐賀県知事 山口祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																														
<p>(契約事務の事前承認)</p> <p>第109条 事前承認事務決裁区分表（別表第4）に定める契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあっては、1件の予定価格の額が200万円（工事又は製造の請負にあっては400万円、財産の買入れにあっては300万円）を超えるもの（単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。）に限る。）を締結するときは、当該契約に係る支出負担行為をする前に、次の各号に掲げる事項について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>2 局長及び所長は、別表第4に定める事前に承認を必要とする契約で同表に定める金額の範囲内のものに係る前項の承認に関する事務については、常時決裁することができる。</u></p> <p>別表第4（第109条関係）</p> <p style="text-align: center;">事前承認事務決裁区分表</p> <table border="1"><thead><tr><th>事前承認を受けるべき契約</th><th>局長</th><th>所長</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>14 工事請負契約</td><td><u>5億円未満</u></td><td>2億円未満</td></tr><tr><td>15 土地購入契約</td><td><u>2万平方メートル以上の購入契約</u></td><td><u>7,000万円未満</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td>5,000万円未満</td></tr><tr><td>上記以外の契</td><td><u>5,000万円以</u></td><td><u>5,000万円未</u></td></tr></tbody></table>	事前承認を受けるべき契約	局長	所長	略			14 工事請負契約	<u>5億円未満</u>	2億円未満	15 土地購入契約	<u>2万平方メートル以上の購入契約</u>	<u>7,000万円未満</u>			5,000万円未満	上記以外の契	<u>5,000万円以</u>	<u>5,000万円未</u>	<p>(契約事務の事前承認)</p> <p>第109条 事前承認事務決裁区分表（別表第4）に定める契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあっては、1件の予定価格の額が200万円（工事又は製造の請負にあっては400万円、財産の買入れにあっては300万円）を超えるもの（単価契約及び総価額の定めのない長期継続契約によるものを除く。）に限る。）を締結するときは、当該契約に係る支出負担行為をする前に、次の各号に掲げる事項について別表第4の定めるところにより承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>別表第4（第109条関係）</p> <p style="text-align: center;">事前承認事務決裁区分表</p> <table border="1"><thead><tr><th>事前承認を受けるべき契約</th><th>局長</th><th>所長</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>14 工事請負契約</td><td><u>2億円以上</u></td><td>2億円未満</td></tr><tr><td>15 土地購入契約</td><td><u>5,000万円以上</u></td><td>5,000万円未満</td></tr></tbody></table>	事前承認を受けるべき契約	局長	所長	略			14 工事請負契約	<u>2億円以上</u>	2億円未満	15 土地購入契約	<u>5,000万円以上</u>	5,000万円未満
事前承認を受けるべき契約	局長	所長																													
略																															
14 工事請負契約	<u>5億円未満</u>	2億円未満																													
15 土地購入契約	<u>2万平方メートル以上の購入契約</u>	<u>7,000万円未満</u>																													
		5,000万円未満																													
上記以外の契	<u>5,000万円以</u>	<u>5,000万円未</u>																													
事前承認を受けるべき契約	局長	所長																													
略																															
14 工事請負契約	<u>2億円以上</u>	2億円未満																													
15 土地購入契約	<u>5,000万円以上</u>	5,000万円未満																													

改正前				改正後			
	約	上	満				
16 機械及び装置購入契約		7,000万円未 満	3,000万円未 満	16 機械及び装置購入契約	3,000万円以 上	3,000万円未 満	
17 車両運搬 具購入契約	略 上記以外の契 約	7,000万円未 満	3,000万円未 満	17 車両運搬 具購入契約	略 上記以外の契 約	3,000万円以 上	3,000万円未 満
18 工具、器 具及び備品 購入契約	略 上記以外の契 約	7,000万円未 満	3,000万円未 満	18 工具、器 具及び備品 購入契約	略 上記以外の契 約	3,000万円以 上	3,000万円未 満
19 無形固定資産取得に係る 契約		7,000万円未 満	5,000万円未 満	19 無形固定資産取得に係る 契約	5,000万円以 上	5,000万円未 満	
(注) 略				(注) 略			

附 則

(施行規則)

- この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告
その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前に行われた契約については、なお従前の例による。